

令和5年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和5年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

（単位：円）

都道府県名		食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額（畳一畳につき）	その他の報酬等
		1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1	北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時 価 自社製品 通勤定期 券 など
2	青 森	21,900	730	180	260	290	1,040	
3	岩 手	<u>22,200</u>	<u>740</u>	<u>190</u>	260	290	1,110	
4	宮 城	21,900	730	180	260	290	1,520	
5	秋 田	21,900	730	180	260	290	1,110	
6	山 形	<u>23,100</u>	<u>770</u>	190	270	<u>310</u>	1,250	
7	福 島	22,500	750	190	260	300	1,200	
8	茨 城	21,900	730	180	260	290	1,340	
9	栃 木	<u>22,200</u>	<u>740</u>	<u>190</u>	260	290	1,320	
10	群 馬	<u>21,900</u>	<u>730</u>	180	<u>260</u>	290	1,280	
11	埼 玉	22,200	740	190	260	290	1,810	
12	千 葉	22,500	750	190	260	300	1,760	
13	東 京	23,100	770	190	270	310	2,830	
14	神奈川	22,800	760	190	270	300	2,150	
15	新 潟	22,200	740	190	260	290	1,360	
16	富 山	<u>22,800</u>	<u>760</u>	190	<u>270</u>	300	1,290	
17	石 川	23,100	770	190	270	310	1,340	
18	福 井	<u>23,400</u>	<u>780</u>	200	<u>270</u>	310	1,220	
19	山 梨	<u>21,900</u>	<u>730</u>	<u>180</u>	260	290	1,260	
20	長 野	21,300	710	180	250	280	1,250	
21	岐 阜	<u>21,900</u>	<u>730</u>	<u>180</u>	260	290	1,230	
22	静 岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
23	愛 知	21,900	730	180	260	290	1,560	
24	三 重	22,500	750	190	260	300	1,260	
25	滋 賀	<u>22,200</u>	<u>740</u>	<u>190</u>	260	290	1,410	
26	京 都	<u>22,800</u>	<u>760</u>	190	<u>270</u>	300	1,810	
27	大 阪	22,200	740	190	260	290	1,780	
28	兵 庫	<u>22,500</u>	<u>750</u>	190	260	<u>300</u>	1,580	
29	奈 良	21,600	720	180	250	290	1,310	
30	和歌山	22,500	750	190	260	300	1,170	
31	鳥 取	22,800	760	190	270	300	1,190	
32	島 根	22,800	760	190	270	300	1,150	
33	岡 山	22,500	750	190	260	300	1,360	
34	広 島	<u>22,800</u>	<u>760</u>	190	<u>270</u>	300	1,410	
35	山 口	<u>23,100</u>	<u>770</u>	190	270	<u>310</u>	1,140	
36	徳 島	22,800	760	190	270	300	1,160	
37	香 川	22,500	750	190	260	300	1,210	
38	愛 媛	22,500	750	190	260	300	1,130	
39	高 知	<u>22,800</u>	<u>760</u>	190	<u>270</u>	300	1,130	
40	福 岡	<u>21,900</u>	<u>730</u>	180	<u>260</u>	290	1,430	
41	佐 賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
42	長 崎	22,200	740	190	260	290	1,150	
43	熊 本	22,500	750	190	260	300	1,150	
44	大 分	22,200	740	190	260	290	1,170	
45	宮 崎	<u>21,300</u>	<u>710</u>	180	250	<u>280</u>	1,080	
46	鹿児島	<u>22,200</u>	<u>740</u>	190	260	<u>290</u>	1,110	
47	沖 縄	<u>23,400</u>	<u>780</u>	<u>200</u>	270	310	1,290	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。